

【記載例5】（贈与）

令和4年8月24日に非居住者へ対象資産の贈与をした方が、確定申告期限までに納税猶予の特例を適用して確定申告をする場合（贈与の時までに対象資産の譲渡等がない場合）

- 1 贈与者が贈与の時（令和4年8月24日）に有している対象資産（非居住者へ贈与した対象資産）
 - (1) 上場株式（銘柄等：A不動産）【上場株式等に該当】
 - ・「贈与の時の価額」 35,000,000円
 - ・「取得費」 15,000,000円
 - (2) 未公開株式（銘柄等：B興産）【一般株式等に該当】
 - ・「贈与の時の価額」 20,000,000円
 - ・「取得費」 10,000,000円
- 2 贈与者が贈与の時に有している対象資産（上記1以外の対象資産）
上場株式（銘柄等：C電気）【上場株式等に該当】
 - ・「贈与の時の価額」 80,000,000円
- 3 給与収入
 - ・「収入金額」 16,950,000円
 - ・「所得金額」 15,000,000円

《記載手順》

確定申告期限までに提出

「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合の対象資産の明細書）《確定申告書付表》」を作成します。（2～3ページ参照）



「株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書」を作成します。（4ページ参照）



「申告書第一表」、「申告書第二表」、「申告書第三表」を作成します。（5ページ参照）
※ 申告書第一表及び第二表の記載方法は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」を参考にしてください。



「国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書」を作成します。（6ページ参照）

※ この記載例は、実例に基づかない任意の金額又は簡単な設例に基づいて作成しています。記載方法がご不明な場合は、最寄りの税務署にお尋ねください。

国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる
対象資産の明細書（兼納税猶予の特例の適用を受ける場合
の対象資産の明細書）《確定申告書付表》

【令和 4 年分】

整理番号

住 所	〇市××町△△1－2－3		フリガナ 氏 名	コクセイ イチロウ 国税 一郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名 (電 話)

1 国外転出等の日及び国外転出等の日前10年以内における国内在住期間

区 分	納税猶予の 適用の有無	国外転出等の日（又は国外転出の予定日）		国外転出等の日前10年以内 における国内在住期間
☐ 国外転出の場合 (所法60条の2)	☐ 有	☐ 国外転出の日	年 月 日	・ H24 年 8 月 24 日 ～ R4 年 8 月 23 日
	☐ 無	☐ 国外転出の予定日 (国外転出の予定日から起算して3月前の日)	年 月 日 (年 月 日)	
☒ 贈与、相続又は遺贈の 場合(所法60条の3)	☒ 有	☒ 贈与の日	R4 年 8 月 24 日	・ 年 月 日 ～ 年 月 日
	☐ 無	☐ 相続開始の日	年 月 日	

2 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の移転を受けた受贈者又は相続人等の氏名及び住所（又は居所）

区 分	氏 名	住所（又は居所）
☒ 受贈者	国税 花子	9 9 9, □□□□, △△, 〇〇〇
☐ 相続人・受遺者		
☐ 受贈者		
☐ 相続人・受遺者		

3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①－②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円	円
	雑所得			
	総合譲渡	短期		
		長期		
分離課税	一般株式等の譲渡	20,000,000	10,000,000	10,000,000
	上場株式等の譲渡	35,000,000	15,000,000	20,000,000
	先物取引			

(注) 所得税法第60条の2第1項から第3項まで又は第60条の3第1項から第3項までの規定により譲渡又は決済があったものとみなされる「3」及び「4」の金額をそれ以外の所得と合算して所得税及び復興特別所得税の計算を行います。

なお、所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「3」の金額が納税猶予の特例の対象となります。

4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等

所得区分		① 収入金額 (差金等決済に係る利益又は損失の額)	② 取得費	差引金額 (①－②)
総合課税	事業所得（営業等）	円	円	円
	雑所得			
	総合譲渡	短期		
		長期		
分離課税	一般株式等の譲渡			
	上場株式等の譲渡			
	先物取引			

(注) 所得税法第137条の2第1項又は第137条の3第1項若しくは第2項に規定する納税猶予の特例の適用を受ける場合は、「4」の金額は納税猶予の特例の対象となりません。

(資6-100-A4統一) R4.11

【国外転出（贈与）時課税（所法 60 条の 3）用】

5 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（非居住者である受贈者に移転したもの）

				氏名（贈与者）		国税 一郎		
				氏名（受贈者）		国税 花子		
種 類	銘柄等	数 量	所 在	価額等 （収入金額）	取得費	取得等年月日	所得区分	移転等の日及び 減価又は取消の有無
① 非居住者である受贈者に移転した対象資産のうち、下記②及び③以外のもの								
株式 （上場株式等）	A不動産	2,000株	甲証券 本店	35,000,000 円	15,000,000 円	H28・1・13	総合 （事・雑・譲（長・短） 分離（一般（上場）売却）	
株式 （一般株式等）	B興産	1,000株	乙証券 〇〇支店	20,000,000	10,000,000	H19・7・11	総合 （事・雑・譲（長・短） 分離（一般（上場）売却）	
						・ ・	総合 （事・雑・譲（長・短）	

計				55,000,000 ①				
---	--	--	--	--------------	--	--	--	--

- （注 1） 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、①の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「3」に記載します。なお、①の対象資産が、所得税法第137条の3第1項の規定の適用を受ける場合の適用贈与資産となります。
- （注 2） ②の対象資産について、所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）がある場合の①の金額は、その適用前の金額により計算します。
- （注 3） 課税方法（総合・分離）及び所得区分に応じて、②の対象資産に係る「価額等（収入金額）」欄の金額（所得税法第60条の3第10項の規定において準用する同条第8項の規定の適用があるもの（「減額」を○で囲んだもの）は、その適用後の金額）の合計額及び「取得費」欄の金額の合計額を「4」に記載します。なお、所得税法第60条の3第6項の規定により譲渡又は決済の全てがなかったものとされるもの（「取消」を○で囲んだもの）は、記載しません。
- （注 4） ③については、租税特別措置法第37条の15などの規定により譲渡による所得が非課税又は損失がないものとみなされるものについて記載し、当該「価額等（収入金額）」欄の金額及び「取得費」欄の金額は「3」及び「4」のいずれにも記載しません。

《1億円の判定》

贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の価額等の合計額 （「5のA」+「6のB」）	135,000,000 ②	※ ②≥1億円で、かつ、贈与の日前10年以内における贈与者の国内在住期間が5年超の場合、「贈与等により非居住者に資産が移転した場合の譲渡所得等の特例（所法60条の3）」の適用があります。
--	---------------	---

【国外転出（贈与）時課税（所法 60 条の 3）用】

6 贈与の時に有している又は契約を締結している対象資産の明細（「5」以外のもの）

				氏名（贈与者）	国税 一郎
種 類	銘柄等	数 量	所 在		価額等
株式 （上場株式等）	C電気	4,000株	丙証券 〇〇支店		80,000,000 円

計				80,000,000 ③			
---	--	--	--	--------------	--	--	--

【令和 4 年分】

株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書

整理番号

この明細書は、「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」又は「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を計算する場合に使用するものです。

なお、国税庁ホームページ【<https://www.nta.go.jp>】では、画面の案内に沿って収入金額などの必要項目を入力することにより、この明細書や確定申告書などを作成することができます。

住 所 (前住所)	〇市××町△△1-2-3		フリガナ 氏 名	コクセイ イチロウ 国税 一郎	
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職 業	会社員	関与税理士名 (電 話)	()

※ 譲渡した年の1月1日以後に転居された方は、前住所も記載してください。

1 所得金額の計算

			一 般 株 式 等	上 場 株 式 等
収 入 金 額	譲 渡 による収入金額 ①		20,000,000 円	35,000,000 円
	そ の 他 の 収 入 ②			
	小 計 (①+②) ③	申告書第三表②へ	20,000,000	35,000,000
必 要 経 費 又 は 譲 渡 に 要 し た 費 用 等	取 得 費 (取得価額) ④		10,000,000	15,000,000
	譲渡のための委託手数料 ⑤			
	⑥			
	小 計 (④から⑥までの計) ⑦		10,000,000	15,000,000
特定管理株式等のみなし 譲 渡 損 失 の 金 額 (※1) (△を付けないで書いてください。) ⑧				
差 引 金 額 (③-⑦-⑧) ⑨			10,000,000	20,000,000
特定投資株式の取得に 要した金額の控除(※2) (⑨欄が赤字の場合は0と書いてください。) ⑩				
所 得 金 額 (⑨-⑩) ⑪			10,000,000	20,000,000
(一般株式等について赤字の場合は0と書いてください。 上場株式等について赤字の場合は△を付けて書いてください。)				
本年分で差し引く上場株式等に 係る繰越損失の金額 (※3) ⑫				申告書第三表⑨へ
繰越控除後の所得金額(※4) (⑪-⑫) ⑬			10,000,000	20,000,000
(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上 場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨まで				

(注) 租税特別措置法第37条の12の2第2項に規定する上場株式等の譲渡以外の上場株式等の譲渡(相対取引など)がある場合の「上場株式等」の①から⑨まで

特例適用各章 措法 条の

「上場株式等」の①欄の金額が赤字の場合で、譲渡損失の損益通算及び繰越控除の特例の適用を受ける方は、「所得税及び復興特別所得税の確定申告書

この【記載例5】では、贈与の時までに株式等の譲渡がありません(また、2ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「4 確定申告期限までに移転等した対象資産の収入金額等」に記載がありません)ので、2ページの「国外転出等の時に譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の明細書」の「3 譲渡又は決済があったものとみなされる対象資産の収入金額等」の「分離課税・一般株式等の譲渡」の収入金額等を「一般株式等」欄に記載し、「分離課税・上場株式等の譲渡」の収入金額等を「上場株式等」欄に記載してください。

(注) 贈与の時までに株式等の譲渡がある場合(納税猶予の特例の対象とならない金額がある場合)は、【記載例4】を参考に、その納税猶予の特例の対象とならない金額を上段にかっこ書で記載してください。

《第三表》

令和 04 年分の 所得 税 及 び 復興 特別 所得 税 の 確 定 申 告 書 (分 離 課 税 用)

F A 2 4 0 1

国外転出（贈与）時課税における納税猶予の特例の適用を受ける場合は、特例適用条文（所法第137条の3第1項）を記載してください。

第三表
(令和四年分以降用)

○第三表は、申告書の第一表・第二表と

住 所 ○市××町△△1-2-3
屋 号
フリ ガナ 姓 名
氏 名

特 例			直 用 条 文			
法			条		項	号
○ 措 法 處 法	1 3 7	条の 3 の	1	項		号
所 法 措 法 處 法		条の の		項		号
所 法 措 法 處 法		条の の		項		号

(単位は円)

[illegible]

税金の計算	税	⑦⑦ 対応分	⑧⑤		2	7	5	4	0	0	0
		⑦⑧ 対応分	⑧⑥								
		⑦⑨ 対応分	⑧⑦								
		⑧⑩ 対応分	⑧⑧		4	5	0	0	0	0	0
		⑧⑪ 対応分	⑧⑨								
		⑧⑫ 対応分	⑨①								
		⑧⑬ 対応分	⑨②								
⑧⑨から⑨⑫までの合計 (申告書第一表の⑨に転記)			⑨③		7	2	5	4	0	0	0
その他の	株式等	本年分の⑦①、⑦②から 差し引く繰越損失額	⑨④								
	配当等	本年分の⑦③から 差し引く繰越損失額	⑨⑤								
	先物取引	本年分の⑦④から 差し引く繰越損失額	⑨⑦								
		翌年以後に繰り越される 損失の金額	⑨⑧								

○ 分離課税の短期・長期譲渡所得に関する事項

区 分	所得の生ずる場所	必 要 経 費	差引金額 (収入金額 －必要経費)	特別控除額
		円	円	

所得金額	分離課税	短期譲渡	一般分	⑥⑥								
			軽減分	⑥⑦								
		長期譲渡	一般分	⑥⑧								
			特定分	⑥⑨								
			軽減課分	⑦⑩								
	税額	一般株式等の譲渡	⑦⑪		1	0	0	0	0	0	0	0
		上場株式等の譲渡	⑦⑫		2	0	0	0	0	0	0	0
		上場株式等の配当等	⑦⑬									
		先物取引	⑦⑭									
		山林	⑦⑮									
退職	⑦⑯											

税金の計算	総合課税の合計額 (申告書第一表の⑫)		⑫	1	5	0	0	0	0	0	0	0	0
	所得から差し引かれる金額 (申告書第一表の㉔)		㉔	2	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	課税される所得金額	⑫ 対応分	㉔	1	3	0	0	0	0	0	0	0	0
		㉔⑥⑦ 対応分	㉔							0	0	0	
		㉔⑧⑨⑩ 対応分	㉔							0	0	0	
		㉔⑪⑫ 対応分	㉔	3	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		㉔⑬ 対応分	㉔							0	0	0	
		㉔⑭ 対応分	㉔							0	0	0	
		㉔⑮ 対応分	㉔							0	0	0	
㉔⑯ 対応分	㉔							0	0	0			

申告書第一表及び第二表の記載方法は、「令和4年分所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引き」を参考にしてください。

(注) 国外転出時課税制度の適用を受けて申告する方は、申告書第一表の種類欄の「分離」及び「国出」を「○」で囲ってください。

《第一表》

[illegible]

種類	青色	分離	固出	損失	修正
----	----	----	----	----	----

国外転出をする場合の譲渡所得等の特例等に係る
納税猶予分の所得税及び復興特別所得税の額の計算書

【令和 4 年分】

整理番号

住 所	〇市××町△△1-2-3			フリガナ 氏 名	コクゼイ イチロウ 国 税 一 郎
電話番号 (連絡先)	〇〇〇-△△△-××××	職業	会社員	関与税理士名 (電 話)	()

適用資産等について国外転出時課税制度の適用がないものとした場合における本年分の税金の計算				
所得金額	総合課税	事業（営業等）	①	
		雑	②	
		総合譲渡・一時	③	
		申告書第一表②から④対応分 計	④	15,000,000
		総合課税の所得金額 計 （①＋②＋③＋④）	⑤	15,000,000
	分離課税	申告書第三表⑥から⑩対応分 計	⑥	
		一般株式等の譲渡	⑦	
		上場株式等の譲渡	⑧	
		上場株式等の配当等	⑨	
		先物取引	⑩	
		申告書第三表⑪から⑮対応分 計	⑪	
所得から差し引かれる金額 （申告書第一表⑲）			⑫	2,480,000
課税される所得金額	⑤ 対応分	⑬	12,520,000	
	⑥ 対応分	⑭	,000	
	⑦⑧ 対応分	⑮	,000	
	⑨ 対応分	⑯	,000	
	⑩ 対応分	⑰	,000	
	⑪ 対応分	⑱	,000	
税金	⑬ 対応分	⑰	2,595,600	
	⑭ 対応分	⑱		

税金の計算	⑲から⑳までの合計	㉕	2,595,600
	所得税額から差し引かれる金額 (申告書第一表㉔から㉖対応分 計)	㉖	
	差引所得税額 (㉕-㉖)	㉗	2,595,600
	災害減免額	㉘	
	再差引所得税額（基準所得税額） (㉗-㉘)	㉙	2,595,600
	復興特別所得税額 (㉙×2.1%)	㉚	54,507
	所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉚)	㉛	2,650,107
	外国税額控除等	㉜	

納税猶予税額の計算			
申告書第一表④⑤-④⑥-④⑦)の金額		④	7,406,334
(③①-③②)の金額		⑤	2,650,107
納税猶予分の所得税額等 (④-⑤) (※)		⑥	4,756,200
申告書第一表 ⑥①欄の金額		⑦	4,594,500
納税猶予税額	⑥<⑦…⑥の金額	⑧	4,594,500
	⑥≥⑦…⑦の金額		

※ ㉟の金額が負の場合は零

申告期限までに納付する金額		
㊱-㊲	㊳	00

○ 遺産分割等があり修正申告をする場合		
遺産分割等の事由	所法第151条の6第1項第 号 (所令第273条の2第 号)	
遺産分割等の事由が生じた年月日	年 月 日	
確定申告における納税猶予税額	㊴	00
増加する納税猶予税額（㊴-㊵）	㊵	00

《第一表(右中部)》

差引所得税額 (㉕-㉖)	㉗	7 2 5 4 0 0 0
災害減免額	㉘	
再差引所得税額（基準所得税額） (㉗-㉘)	㉙	7 2 5 4 0 0 0
復興特別所得税額 (㉙×2.1%)	㉚	1 5 2 3 3 4
所得税及び復興特別所得税の額 (㉙+㉚)	㉛	7 4 0 6 3 3 4
外国税額控除等	㉜	
源泉徴収税額	㉝	2 8 1 1 8 0 0
申告納税額 (㉛-㉜-㉝)	㉞	4 5 9 4 5 0 0
予定納税額 (第1期分・第2期分)	㉟	
第3期分納める税金 (㉞-㉟)	㊱	4 5 9 4 5 0 0
還付される税金	㊲	△

なりますので、ご注意ください。

(資6-101-A4統一) R4.11

〔令和四年一月一日以後国外転出・贈与・相続開始用〕
○この計算書は、申告書と一緒に提出してください。